

# 2024 年度あいちの山里関係人口拡大事業業務委託基本仕様書

## 1 件名

あいちの山里関係人口拡大事業業務

## 2 目的

あいちの山里※<sup>1</sup>の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」を、単にその人数を増やすだけではなく、当該地域との関わりや思いを強め、地域との関わりしろの提示等によりその思いをよりステップアップさせることで、「関係人口」の拡大に繋げる。

※1 「あいちの山里」とは、岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村を指す。

## 3 事業内容

- (1) 地域資源の磨き上げ・新たな魅力の創造
- (2) 地元の文化・資源を活用したイベントの開催
- (3) 既存の仕組みを生かした情報発信
- (4) SNS等の活用による情報発信及び検証

## 4 業務の内容

### (1) 地域資源の磨き上げ・新たな魅力の創造

あいちの山里で活動する中間支援組織とともに、地域資源を磨き上げることにより、地域における新たな魅力を創造する。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 地域資源の磨き上げは、単純に地域資源を紹介する等ではなく、複数の地域資源を掛け合わせるなど、地域資源を新たな魅力へと磨き上げた内容とすること。
- ・ 磨き上げは、地域ブランディングを得意とする、あいちの山里の地域外の外部人材（副業人材又はプロボノ人材等）を活用して実施すること。
- ・ 取組内容及び外部人材の選定に当たっては、あいちの山里で活動する中間支援組織のニーズを十分に踏まえること。
- ・ 磨き上げにより創造する新たな魅力は、3つ以上とすること。

#### 【あいちの山里で活動する中間支援組織の例】

- ・ 岡崎市ぬかたブランド協議会
- ・ 一般社団法人おいでん・さんそん
- ・ 各市町村観光協会

## (2) 地元の文化・資源を活用したイベントの開催

愛知県内の大学生を中心とした若年層に対し、あいちの山里の認知度向上及びあいちの山里と継続的に関わる関係人口化を図るため、以下の業務を実施すること。

### ア フィールドワークの開催

あいちの山里に直接足を運び、あいちの山里のファンとなり得るためのきっかけ作りとして、大学生等を対象に、あいちの山里6市町村を対象としたフィールドワークを開催する。

### イ 伴走支援

フィールドワークの後、フィールドワーク参加者による地域課題解決に資するアイデア（政策提案、商品企画等）の磨き上げを支援する。

### ウ 成果発表会の開催

フィールドワーク参加者が、ア及びイの成果を発表する場として、成果発表会を開催する。

### エ 留意事項

- ・ 本イベント参加者が継続的に地域に関わるきっかけになるよう、当該地域との関わりや思いを強め、地域との関わりしるを提示する内容とすること。
- ・ 本イベント開催に当たっては、案内チラシの作成・配布や、様々な広告媒体の活用等、県と協議の上、関係各所及び地域外へ積極的に広報を行うこと。
- ・ 本イベント参加者に対し、イベントに対する評価及び今後のあいちの山里の発展の一助となる内容のアンケートを実施し、分析すること。
- ・ 本イベントを効果的に実施できるよう、イベント開催期間全体のスケジュールを立て、計画的に業務を実施すること。

## (3) 既存の仕組みを生かした情報発信

地域に関する情報を地域内外に広く又は特定の関心層に直接情報発信ができるツールを調査・選定し、それを活用して、関係人口となり得る層に、地元の取組・事業等（以下「地元の取組」という。）、(1)及び(2)のPRを行う。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 情報発信元として適当なツールを選定すること。
- ・ ツールは、1件以上活用すること。

## (4) SNS等の活用による情報発信及び検証

既設のSNS等※<sub>2</sub>を活用して、2022年度実施の「あいちの山里関係人口拡大事業」において案出した「あいちの山里におけるSNSのマーケティング手法

(以下「マーケティング手法」という。)」に基づき、あいちの山里の関係人口を拡大するための情報発信※<sub>3</sub>を行い、マーケティング手法の効果を検証する。実施に当たっては、以下の点（ア～ウ）に留意すること。

※2 「既設のSNS等」とは、前年度事業で使用したFacebook、Instagram、X(旧Twitter)、YouTube及びWEBサイトのこと。

※3 「あいちの山里の関係人口を拡大するための情報発信」とは、当該地域の魅力、地域資源に関する情報及び本事業に関する告知のみならず、地元市町村を始めとする地元関係者（以下「地元関係者等」という。）が開催するイベント等情報の取得に努め、最新の地域の情報を広く発信すること。

#### ア Facebook、Instagram及びX（旧Twitter）

- ・ 既設のアカウントのユーザー名等を引き継いで運用し、前年度事業以前の投稿は削除せず、契約後2か月以内に投稿を開始すること。
- ・ 投稿に当たっては、地域で活躍するインフルエンサーを活用する等、効果的なPR手法を用いること。
- ・ (3)でPRした地元の取組、(1)及び(2)の内容は、本アカウントにおいても同様に、PRすること。
- ・ 投稿開始前に投稿マニュアルを作成の上、県事業のアカウントであることを意識し、責任をもって実施すること。
- ・ 事業期間中は、週1回以上投稿することとし、投稿時期が偏ることのないよう時期的なバランスに十分配慮すること。
- ・ マーケティング手法の効果を分析の上、より精度の高いマーケティング手法を提示すること。
- ・ アカウントは次年度以降も引き継げるものとする。

#### イ YouTube

- ・ 前年度事業以前の投稿は削除せず、必要に応じて活用を図ること。
- ・ アカウントは次年度以降も引き継げるものとする。

#### ウ WEBサイト

- ・ 既設のWEBサイトのURLを引き継いで運用し、前年度事業以前の記事は削除しないこと。
- ・ 事前に県とレイアウト等について調整の上、事業全体の取組状況が分かるようなものとし、契約後1か月以内に運用を開始すること。
- ・ (3)でPRした地元の取組、(1)及び(2)の内容は、本WEBサイトにおいても同様に、PRすること。
- ・ 次年度以降の受託者がサイト運営を引き継げるよう、理解しやすい管理運営マニュアルを作成すること。

## 5 事業全体の運営・管理等

### (1) 体制の整備

- ア 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置し、統括責任者は事業全体の管理を担い、事業の費用対効果が大きくなるよう努めること。
- イ 本事業の窓口となる連絡担当者を1名配置し、連絡担当者は県と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- ウ 利用者、利用団体、協力施設及び地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録すること。
- エ 県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝日等における問合せにも対応できるようにすること。

## **(2) 地元関係者等との調整・打合せ**

- ア 本事業の実施に当たっては、地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- イ 地元関係者等に対し本事業に係る依頼等をする場合は、県を通じて行い（県が承諾した場合を除く。）、十分な依頼等の期間を設けること。
- ウ 事業の推進に当たっては、地元関係者の意向を十分に反映させ、必要に応じて打合せの場を設けること。
- エ 県に代わって地元関係者等と打合せを行う場合、打合せ資料について事前に県の承認を得ること。併せて、事前に県の意向を十分に確認し、その意向に沿って適切に対応すること。また、打合せ後は打合せ記録簿を作成すること。なお、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。

## **(3) 県との調整・打合せ**

- ア 本事業の実施に当たり、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可）を行い、県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- イ 打合せに当たり、事前に議題及び要点等を明確化した打合せ資料を作成し、打合せ後は打合せ記録簿を作成すること。

## **(4) イベント等の運営**

- ア 必要な人員と体制を確保し、必要な資材等を調達するとともに、適正な管理を行うこと。
- イ 必要な許認可申請手続を経て実施すること。なお、手続は十分時間的余裕をもって行うこと。
- ウ イベント参加者や一般客の安全に十分配慮すること。

## **(5) 事業実施に伴う主な提出物**

- ア 「あいちの山里関係人口拡大事業に関する業務委託先募集要項」に基づい

て提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに、具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標及び実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、県の承認を得ること。

イ 4（2）より、案内チラシを作成する場合は、イベント等を実施する日の1か月前までに県に提出すること。

ウ 4（4）アより、Facebook、Instagram及びX（旧Twitter）の投稿マニュアルは、投稿開始前までに県に提出し承認を得ること。

エ 4（4）ウより、WEBサイトの管理運営マニュアルは、事業終了前までに県に提出し承認を得ること。

オ 5（1）ウより、問合せ・苦情に係る記録は、直ちに県に提出すること。

カ 5（2）エより、地元関係者等との打合せ資料は、打合せの1開庁日前までに県に提出し承認を得ること。また、打合せ記録簿は、原則として打合せ実施後3開庁日以内に県に提出すること。

キ 5（3）イより、県との打合せ資料は、打合せ日の1開庁日前までに県に提出すること。また、打合せ記録簿は、原則として打合せ実施後3開庁日以内に県に提出すること。

## （6）その他

ア 本事業のほか、県が実施する他の事業と積極的に連携をとって業務に当たること。

イ 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。

ウ 個人に対する給付経費（旅費、飲食費、販促品提供費等）が生じる場合は、個人から実費を徴収すること。

エ 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うこと。

オ 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し、著作人格権の行使をしないものとする。

カ 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。

キ 「あいち山村振興ビジョン2025」及び国のデジタル田園都市国家構想交付金の趣旨に基づき事業実施に当たること。

ク 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

ケ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示により業務を実施するものとする。

## 6 事業報告書の提出

事業終了後、以下のとおり事業報告書を提出すること。事業報告書は、事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

**(1) 提出物**

ア 事業報告書

事業実績等を詳細にまとめたもの。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。

イ 打合せ資料及び打合せ記録簿

ウ 作成した動画やチラシ等の成果物

エ その他県が必要と指示するもの

**(2) 提出方法**

CD-R又はDVD-Rの電子媒体10部。これに加え、(1)アは、紙媒体A4判2部をあわせて提出すること。(1)ウ及びエが紙媒体で添付可能な場合は、これらも添付すること。

**(3) 提出期限**

2025年3月21日(金)

**(4) 提出場所**

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室